

重信川サイクリングロード民間活力促進助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この助成金は、重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、重信川サイクリングロード（以下「サイクリングロード」という。）及びその周辺地域において、民間団体等が実施するサイクリングロードを利用した新たな楽しみ方の創出や、サイクリングロードの認知度向上に繋がる活動に係る経費を予算の範囲内で助成することにより、サイクリングの裾野拡大と周辺地域の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象団体等)

第2条 助成対象となる団体等は、原則として、実行委員会を構成する市町（以下「構成市町」という。）に所在地を有する民間団体又は民間企業等とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、構成市町以外に所在地を有する民間団体又は民間企業等も対象とすることができる。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、サイクリングロードでのサイクリングと合わせて行う活動等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公募等により、広く参加者を募って実施するイベントで、新たな楽しみ方を創出するもの。
- (2) 老人クラブや子ども会など、地域を基盤とした団体等が実施するイベントで、本事業の趣旨に沿うと認められるもの。

2 前項の規定にかかわらず、会長が本事業の趣旨に沿うと認める事業は、助成対象とすることができる。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成対象事業の実施に必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 講師謝金
- (2) 講師旅費
- (3) 印刷製本費
- (4) 資料購入費
- (5) 通信運搬費
- (6) 使用料
- (7) 消耗品費
- (8) 保険料
- (9) その他会長が特に認めるもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1団体等あたり5万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類

を添付して、別に定める日までに会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定により提出のあった助成金交付申請書の内容を審査し、助成金の交付の決定をすべきものと認めたときは、助成金の額を決定して、当該申請をした者に対し、書面で通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成団体等」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）について、その事業内容の重要な変更をしようとするときは、助成金変更承認申請書（様式第2号）に会長が必要と認める書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第9条 助成団体等は、助成事業の中止又は廃止をしようとする場合は、助成金中止（廃止）申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告及び交付請求)

第10条 助成団体等は、助成事業が完了したときは、実績報告書兼交付請求書（様式第4号）に会長が必要と認める書類を添付して、会長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、助成事業完了日から起算して、30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(助成金の確定及び交付)

第11条 会長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定して、助成団体等に書面で通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第12条 会長は、助成団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成事業の目的を達成し得なかったとき
- (3) 法令等に違反したとき

2 会長は、前項の場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させるものとする。

(書類の経由)

第13条 この要綱により会長に提出する書類は、団体等の所在地又は助成事業の主たる活動場所を区域とする構成市町の委員を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。